

こども未来局危機管理推進委員会設置要綱

29川こ庶第1142号
平成30年3月30日

(目的及び設置)

第1条 こども未来局における危機管理に係る事項について検討し、施策の充実に資するため、こども未来局危機管理推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 危機管理に係る計画等（マニュアルを含む。）の策定及び施策の進行管理に関すること。
- (2) その他危機管理に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、こども未来局長をもって充てる。
- 3 副委員長は、こども未来局総務部長をもって充てる。
- 4 委員は、こども未来局を本務とする部長（総務部長を除く）、室長、担当部長、所長、副所長、課長及び担当課長とする。

(会議等)

第4条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 3 委員長は、必要に応じて作業部会を設置することができる。
- 4 委員長は、やむを得ない事由により、会議を招集できないときは、委員に書面を送付し、意見等を徴することをもってこれに代えることができる。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、こども未来局総務部庶務課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年3月30日から施行する。
(市民・こども局こども本部危機管理推進委員会設置要綱の廃止)
- 2 市民・こども局こども本部危機管理推進委員会設置要綱（24川市こ企第111号）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月20日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。